

第3期千歳市子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第3期千歳市子ども・子育て支援事業計画策定業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に当たる「第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）は、令和6年度末で終了となる。

本業務は、第2期計画を継承しつつ、本市の子ども・子育て施策に係る現状と課題、市民ニーズ等を踏まえた次期5か年計画（令和7年度から令和11年度）である「第3期千歳市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）について、民間事業者が有する高度な企画力、分析力、専門性及びノウハウ等に基づく支援の下で策定することを目的とする。

なお、第3期計画の策定に当たっては、こども基本法（令和4年法律第77号。）第10条において、国から今後示される「こども大綱」を勘案して策定に努めるよう規定されている市町村こども計画（以下「こども計画」という。）の内容を包含することを視野に入れて作業を進めるものとする。

第2 業務概要

- 1 業務名 第3期千歳市子ども・子育て支援事業計画策定業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 4 見積価格上限額等

この業務に係る見積価格上限額は8,107,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、見積価格上限額の範囲内とすること。ただし、各年度の業務委託料の上限額は次のとおりとする。

- (1) 令和5年度 3,520,000円
- (2) 令和6年度 4,587,000円

第3 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市こども福祉部こども政策課こども政策係（市役所第2庁舎1階3番窓口）

電話 0123-24-0341

FAX 0123-23-6700

e-mail kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和5年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 別紙仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、地方公共団体での類似する業務の受託実績があること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- エ 財務諸表
- オ 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 提出期限 令和5年9月21日（木）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（提出期限前日の消印有効）によること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年9月26日（火）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和5年10月3日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年10月6日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 提案全体の趣旨及び方向性について

子ども・子育て支援制度に関する社会的背景、国の動向について記載し、これを踏まえた上で提案全体の趣旨及び方向性について説明すること。

(2) 第2期計画における子ども・子育て施策の現状分析と第3期計画へ反映するための考え方について

第2期計画の実施状況を踏まえ、本市の子ども・子育て施策の現状を分析し、第3期計画にどのように反映させていくかについて説明すること。

(3) アンケート調査に関する考え方について

市民の子育て支援事業に関する意向等を把握するために実施するアンケート調査に係る企画立案の方針と、調査結果を第3期計画にどのように反映させていくかについて説明すること。

(4) こども・若者の意見反映に関する考え方について

こども基本法第11条に基づき、こども・若者の意見を聴取するための手法と、意見を第3期計画にどのように反映させていくかについて説明すること。

(5) 計画策定支援に関する考え方について

計画策定に必要な次の業務に対する市への支援方法について説明すること。

- ア 千歳市子ども・子育て会議の支援
- イ その他関連会議・説明会等の支援
- ウ パブリックコメントの実施支援
- エ 国・他自治体の動向に係る情報等の提供

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書提出届（様式3）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書（様式4-1～4-5）
- (2) 業務工程表（任意様式）
- (3) 業務に係る事業費積算内訳（任意様式）

3 記入上の注意事項

- (1) 用紙のサイズはA4版とし、各々左上をホチキスで綴じること。ただし、書類作成上、A3版を利用した方がわかりやすい場合は、A3版の利用も可とする。
- (2) 業務に係る事業費積算内訳については、人件費等の経費積算の内訳が判別できるように詳細に記載すること。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和5年10月10日（火） 午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（提出期限前日の消印有効）によること。
- (4) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
- (2) 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式5）
 - イ 提出期間 令和5年10月3日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、第3に記載のe-mail宛てに提出すること。

- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、書面により回答するものとする。また、千歳市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 第4の参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、「第3期千歳市子ども・子育て支援事業計画策定業務に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が4者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑15分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5の2で示した、企画提案書提出依頼時に併せて通知する。なお、企画提案者が4者以上となり、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者に関する項目（配点30点）
- (2) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目（配点50点）
- (3) 見積価格に関する項目（配点20点）

4 受注候補者の特定

審査委員会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、総合点の6割以上の評価点を得た者の中で最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、審査委員会の議決により候補者を特定するものとする。

なお、審査委員会は、受託候補者の特定に当たり、附帯意見を付すことができるものとする。

5 審査結果の通知

- (1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

- (2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日の翌日から5日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年11月6日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受注候補者及び評価点数

- (2) 全ての企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）

- (3) 受注候補者の特定理由

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受注予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕

様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完成時後払いとする。

第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

6 物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年9月1日（金）から9月21日（木）まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出依頼	令和5年9月26日（火）
質問書の受付	令和5年9月1日（金）から10月3日（火）まで ※質問の回答は随時行う
企画提案書の提出	令和5年9月26日（火）から10月10日（火）まで

プレゼンテーション審査	令和5年10月下旬
企画提案書審査結果の通知	令和5年10月下旬
契約締結	令和5年11月中旬